

基準利率や特約の為替レートは、以下の方法でご確認いただけます。

基準利率は毎月末日(同日が休日の場合は前営業日)よりご案内し、翌営業日のご契約から適用されます。

お電話で

メットライフ生命
ファイナンシャルサービスセンター

0120-056-076

営業時間：月曜日～金曜日(年末年始および祝日を除く)
9:00～18:00(一部24時間対応)

PC・スマートフォンで

www.metlife.co.jp/financial



お支払いに関する手続きなどについて

お客さまからのご請求に応じて保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合などについても、すみやかにメットライフ生命までご連絡ください。また、メットライフ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合にも、必ずご連絡ください。

ご連絡先 メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター
0120-056-076 (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)

お申込内容などの確認について

ご契約にあたり、お申込内容などの確認のため、メットライフ生命からお客さまに連絡させていただく場合があります。

生命保険募集人について

当保険の生命保険募集人は、お客さまとメットライフ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメットライフ生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法にもとづき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、その身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問合せください。

ご連絡先 メットライフ生命 お客さま相談室
0120-880-533 (月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」と当冊子内の「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。特に契約者などの不利益となる事項やリスクについてご理解のうえお申込みください。また、契約後は大切に保管してください。

詳しくは、当該商品取扱資格を持った担当者までご相談ください。

■募集代理店

大和証券株式会社

■引受保険会社

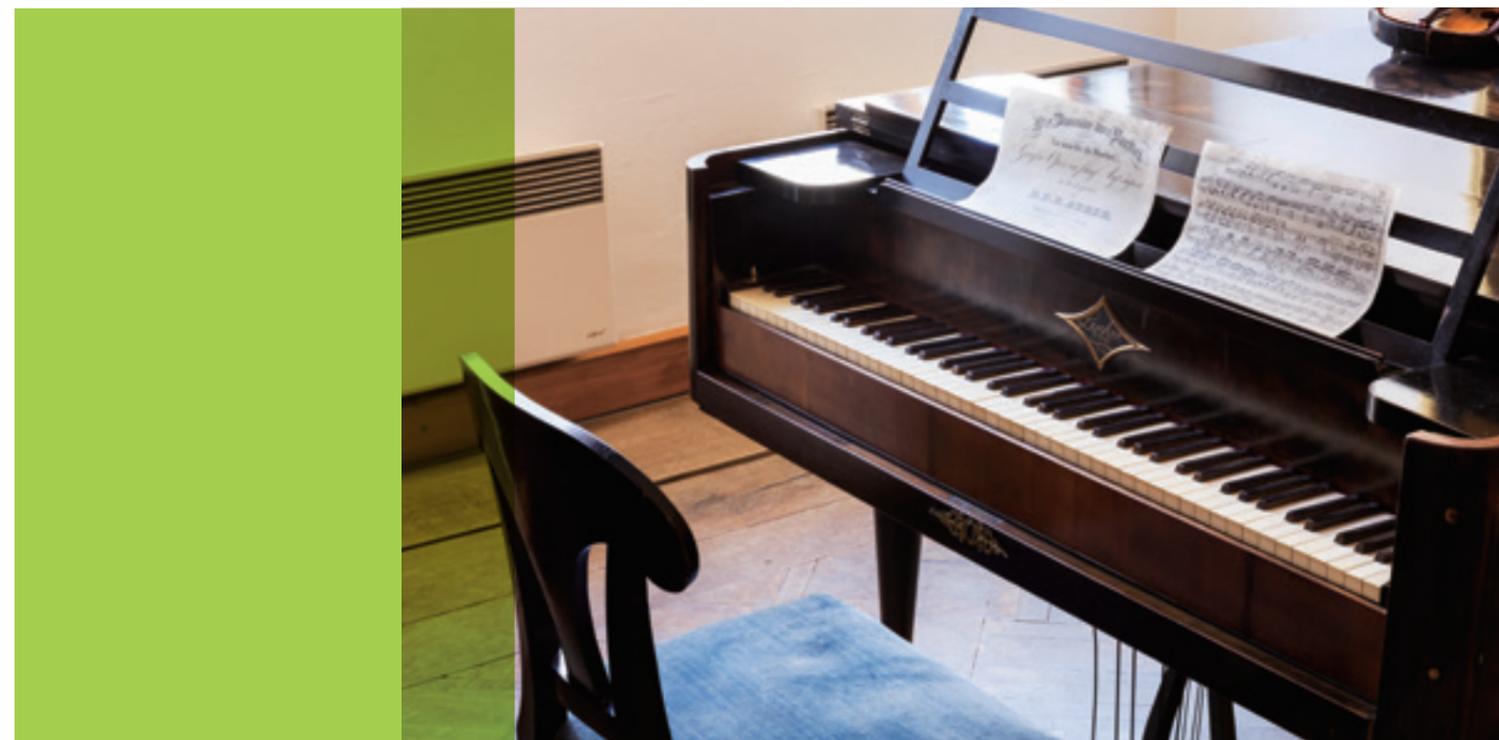
MetLife
メットライフ生命

メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
www.metlife.co.jp TEL:0800-1701573

募2012-5194 WL04D-PD-0001-9523[6] (21.04)
(2021年4月現在)

MetLife | ビーウィズユープラス
メットライフ生命
一時払終身保険

外貨建ですぐにふやして ご家族の未来へつなぐ資産



利率変動型一時払終身保険(米ドル建 16)
利率変動型一時払終身保険(豪ドル建 16)

[運用通貨] **USドル** | **豪ドル**

契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット

この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」は、「ビーウィズユープラス」の重要な事項について、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類してご説明しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

ご注意
ください

- ご負担いただく費用があります。
- 為替相場の変動や解約時の市場環境などの変化により、損失が生じるおそれがあります。

詳しくは「注意喚起情報」
冒頭赤枠部分をご確認ください。

この商品は、メットライフ生命を引受保険会社とする**生命保険**です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

■募集代理店

大和証券
Daiwa Securities

■引受保険会社

MetLife
メットライフ生命

メットライフ生命保険株式会社



将来を見すえ、次の世代に 価値ある資産をつなげるための 外貨建の保険です。

メットライフ生命は、先行き不透明な時代だからこそ、
あなたの大切なお金を次の世代に活かした資産として
つなぐことが必要だと考えます。
将来の経済環境を見すえ、
価値ある資産を次の世代にしっかり継承する。
あなたの想いが、時代を超えて家族と共にありますように。

CONTENTS

商品パンフレット

- ビー ウィズ ユー プラスのポイント……2～4ページ
- しくみ図……5～6ページ
- 保険金額の倍率例表……7ページ
- ご参考……8・15ページ

- 契約のお申込みについて……9～10ページ
- 商品付帯サービス……11～12ページ
- ご契約成立後にお送りする書類について… 14ページ
- 契約概要……17～27ページ
- 注意喚起情報……29～40ページ

「ビー ウィズ ユー プラス」のポイント

告知のメリット

健康状態の告知により、 待ち期間なしで安心が得られます。

お申込みにあたり、健康状態などの告知をしていただきます。
告知項目に該当しなければ、待ち期間なしで、
ご契約後すぐに払い込んだ保険料以上の保障(保障効果)を得られます。
※ここでいう「待ち期間」とは、死亡保障が払込保険料を上回るまでの期間をさします。

裏表紙 ▶ の告知項目をご確認ください。

保障効果

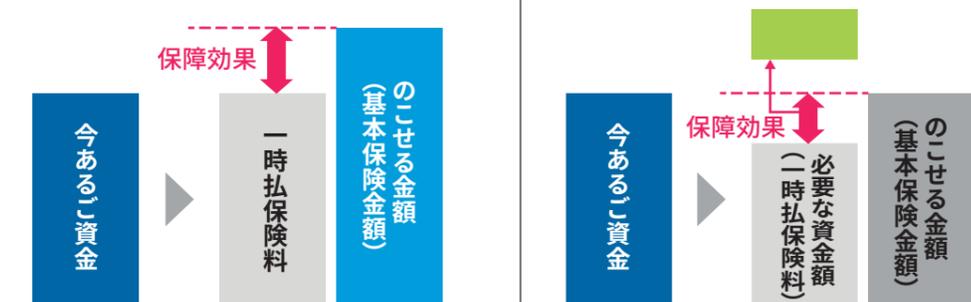
保障効果で得た分は、そのままのこす、 またはご自分でつかうことができます。

ふやしてのこす

運用通貨建で、すぐにふやしてのこせます。

自分でつかう

保障効果による差額分をご自分でつかえます。

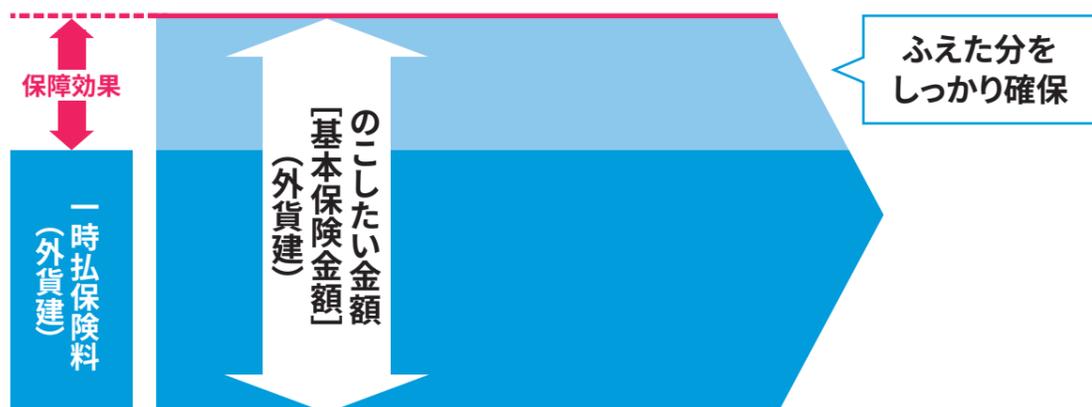


※外貨建の生命保険であるため、為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が予想している金額を下回ることがあります。7ページ「分岐点レートについて」をご参照ください。

のこしたい方の **こんな声** にお応えするための保険です。

- ・ 最初から大きく、定額でのこしたい。
- ・ 相続時に困らないようにしたい。

イメージ図 商品のしくみは **5ページ** へ



ここがポイント

ご契約後すぐに、外貨建で、払い込んだ保険料より大きいのこせます。

生命保険だから、「誰に」「いくら」のこすかをあらかじめ指定できます。

右ページの **ご参考** をご覧ください。➡

もちろん円でも受取可能です。

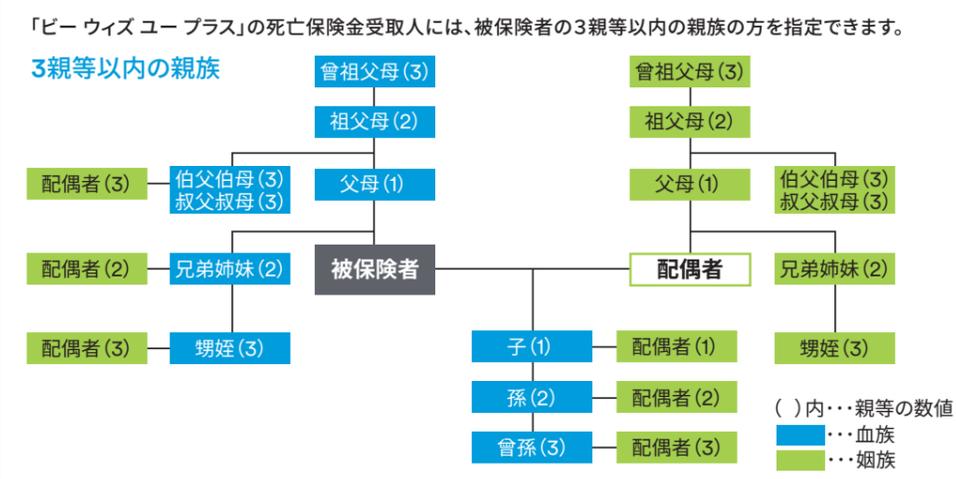
この商品は外貨建です。
外貨建の保険金などを円でお受取りになる場合は、受取額が一時払保険料の円換算額を下回ることがあります(元本割れ)。

※金融情勢などの影響により、通貨によってはお取扱いを見合わせている場合があります。お申込みの際は最新の基準利率をご確認ください。

ご参考 生命保険を活用した相続対策①

生命保険なら、お金に名前をつけられます。

あらかじめ死亡保険金受取人や受取割合を指定することで、「誰に」「いくら」のこすのか、**お金に名前をつけて決めておくことができます。**のこすご本人の意思がきちんと反映されて、円満な遺産分割に役立ちます。また、のこされるご家族などへ感謝の気持ちをしっかり伝えることができます。



死亡保険金には「**生命保険金の非課税枠(相続税法第12条)**」(*)を活用できる場合があります。
*生命保険の死亡保険金のうち「500万円×法定相続人の数」までが非課税となります(契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合に適用)。(2020年10月現在)

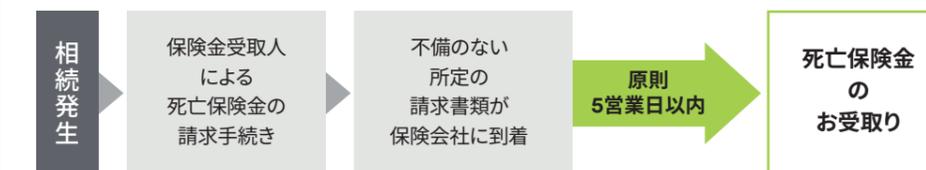
生命保険なら、スムーズに現金化できます。

保険金は**受取人固有の財産**なので、遺産分割協議を待つことなく**スムーズに現金化**することができます(不備のない所定の請求書類が保険会社に到着後、原則5営業日以内(メットライフ生命の場合)で保険金を受け取れます)。

まとまった現金が必要になる場合

- ・ 葬儀費用
- ・ ご遺族の当面の生活費
- ・ 納税資金(原則、相続発生後10ヵ月以内に現金で一括納付)

死亡保険金お受取りまでの流れ



ご契約当初から、外貨建でふやしてのこせます。

1 ご契約時

運用通貨を
選びます。

運用通貨



USDドル AU豪ドル

※払込通貨:USDドル/豪ドル/円

イメージ図

2 保険期間中

ご契約当初から、
万一の保障は一時払保険料
よりも高くなります。

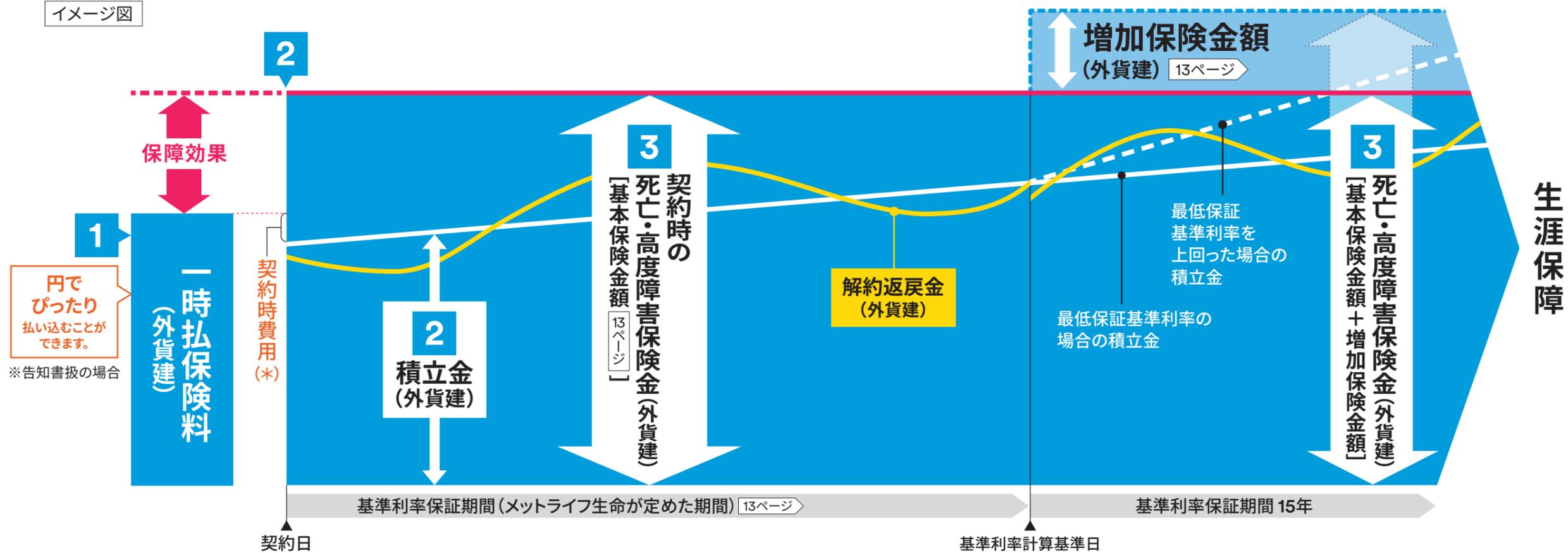
3 万一のとき

死亡・高度障害保険金
(基本保険金額)には
最低保証があります。

万一の保障(基本保険金額)は一生続きます。
※最低保証は外貨建です。円でお受取りになる場合は、受取額が一時払保険料の円換算額を下回ることがあります(元本割れ)。
※解約返戻金に最低保証はありません。

安定的に運用され、
積立金をふやします。

※解約時・減額時には積立金に対し市場価格調整を行います(基準利率計算基準日を除く)。そのため解約返戻金は変動します。
詳しくは [契約概要 10](#) をご覧ください。



*8.3%~10.2%。契約時費用の割合は契約年齢・性別などによって異なります。

※死亡・高度障害保険金は「基本保険金額および増加保険金額の合計額」または「解約返戻金額」のいずれか大きい金額となります。

※金融情勢などの影響により、通貨によってはお取扱いを見合わせている場合があります。
お申込みの際は最新の基準利率をご確認ください。

以下について詳しくは各参照先をご覧ください。

保障内容	契約概要 6	・基準利率 ・基準利率保証期間 13ページ ・基本保険金額 ・増加保険金額 「用語のご説明」
解約返戻金	契約概要 10	
・保険料円入金特約 ・円支払特約	契約概要 8	

保険金額の倍率例表

一時払保険料に対する基本保険金額の倍率です。

USドル建 基準利率保証期間: **30年**(*)の場合

契約年齢	男性			女性		
	最低保証基準利率 年 2.00%	基準利率 年 3.00%	基準利率 年 4.00%	最低保証基準利率 年 2.00%	基準利率 年 3.00%	基準利率 年 4.00%
40歳	約1.76倍	約2.27倍	約2.90倍	約1.95倍	約2.53倍	約3.27倍
50歳	約1.52倍	約1.91倍	約2.37倍	約1.68倍	約2.16倍	約2.75倍
60歳	約1.32倍	約1.59倍	約1.89倍	約1.45倍	約1.81倍	約2.24倍
70歳	約1.16倍	約1.31倍	約1.48倍	約1.25倍	約1.48倍	約1.72倍
80歳	約1.04倍	約1.12倍	約1.20倍	約1.09倍	約1.21倍	約1.32倍

豪ドル建 基準利率保証期間: **20年**(*)の場合

契約年齢	男性			女性		
	最低保証基準利率 年 2.25%	基準利率 年 3.25%	基準利率 年 4.25%	最低保証基準利率 年 2.25%	基準利率 年 3.25%	基準利率 年 4.25%
40歳	約1.92倍	約2.29倍	約2.73倍	約2.15倍	約2.57倍	約3.08倍
50歳	約1.62倍	約1.92倍	約2.27倍	約1.82倍	約2.17倍	約2.58倍
60歳	約1.38倍	約1.61倍	約1.87倍	約1.54倍	約1.82倍	約2.15倍
70歳	約1.20倍	約1.35倍	約1.51倍	約1.31倍	約1.51倍	約1.74倍
80歳	約1.06倍	約1.14倍	約1.22倍	約1.12倍	約1.23倍	約1.35倍

*1 2021年4月現在の基準利率保証期間にもとづいて例示しています。
*受取時の課税は考慮していません。

ご参考 分岐点レートについて

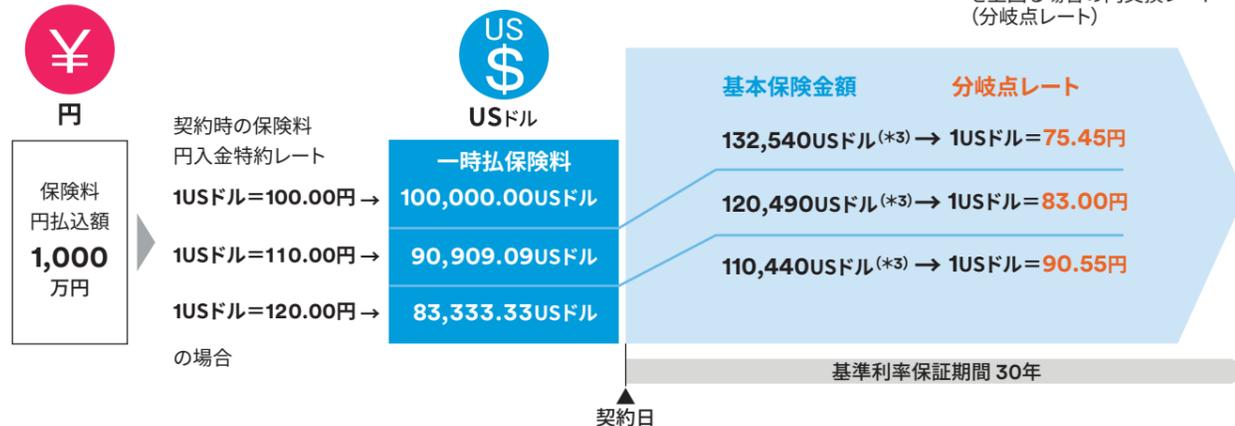
※ここでいう「分岐点レート」とは、基本保険金額の円換算額が保険料円払込額を上回る(ほぼ同一水準になる)円交換レートをさします。

USドル建 (保険料円入金特約(円びったり入金)を付加した場合)(*)

被保険者の年齢・性別	60歳・男性
基準利率	年2.00%
基準利率保証期間	30年

の場合

基本保険金額の円換算額が約**1,000万円**を上回る場合の円交換レート(分岐点レート)



*2 円びったり入金は告知書抜 **9ページ** のみのお取扱いとなります。特約の内容については **契約概要 8** をご覧ください。

*3 10USドル未満を切り捨てて表示しています。

*通貨交換時にかかる手数料・受取時の課税などは考慮していません。

ご参考

生命保険を活用した相続対策②

ご自身に万一のことがあった場合、のこされたご家族にどれくらいの相続税の負担がかかるか、考えてみましょう。

相続税額早見表 下表は、相続人が遺産を法定相続分により相続した場合の相続税額です。生命保険に未加入の場合

例 3億円の遺産を、妻と子2人で相続した場合

$$\text{遺産 } 3\text{億円} - \text{相続税額 } 2,860\text{万円} = \text{手取り遺産額 } 2\text{億}7,140\text{万円}$$

(単位:万円)

遺産総額	妻と子1人	妻と子2人	妻と子3人	子1人	子2人	子3人
5,000万円	40	10	0	160	80	20
6,000万円	90	60	30	310	180	120
7,000万円	160	113	80	480	320	220
8,000万円	235	175	138	680	470	330
9,000万円	310	240	200	920	620	480
1億円	385	315	263	1,220	770	630
1億5,000万円	920	748	665	2,860	1,840	1,440
2億円	1,670	1,350	1,218	4,860	3,340	2,460
2億5,000万円	2,460	1,985	1,800	6,930	4,920	3,960
3億円	3,460	2,860	2,540	9,180	6,920	5,460
4億円	5,460	4,610	4,155	14,000	10,920	8,980
5億円	7,605	6,555	5,963	19,000	15,210	12,980
6億円	9,855	8,680	7,838	24,000	19,710	16,980
7億円	12,250	10,870	9,885	29,320	24,500	21,240
8億円	14,750	13,120	12,135	34,820	29,500	25,740
9億円	17,250	15,435	14,385	40,320	34,500	30,240
10億円	19,750	17,810	16,635	45,820	39,500	35,000

※遺産総額は基礎控除額を差し引く前の課税価格の合計額。
※被相続人の遺産を相続人が法定相続分により相続したものと計算。
※税額控除は配偶者税額軽減のみを適用、子どもはすべて成人であることを仮定。
※税額は1万円未満を切上げで表示。

出典:令和2年度版 保険税務のすべて 新日本保険新聞社

相続税のご負担分は、生命保険で準備することができます。必要な保険金額を考えてみましょう。

必要な生命保険金額早見表 下表は、相続税の全額を生命保険金で支払うことを想定した場合に、準備が必要な保険金額です。[上記同様、相続人が遺産を法定相続分で相続した場合を前提としています。]

例 3億円の遺産を、妻と子2人にのこそうした場合

$$\text{遺産 } 3\text{億円} + \text{生命保険金 } 3,149\text{万円} - \text{相続税額 } 3,149\text{万円} = \text{手取り遺産額 } 3\text{億円}$$

(単位:万円)

想定遺産総額	妻と子1人	妻と子2人	妻と子3人	子1人	子2人	子3人
5,000万円	40	10	0	160	80	20
6,000万円	90	60	30	310	180	120
7,000万円	160	113	80	480	320	220
8,000万円	235	175	138	725	470	330
9,000万円	310	240	200	1,100	620	480
1億円	385	315	263	1,529	770	630
1億5,000万円	920	748	665	4,434	2,200	1,440
2億円	1,789	1,350	1,218	8,100	4,343	2,872
2億5,000万円	2,825	2,088	1,800	12,500	7,534	5,015
3億円	4,075	3,149	2,636	17,500	10,867	7,300
4億円	6,620	5,270	4,613	27,878	18,655	13,967
5億円	9,523	7,919	6,877	40,100	28,000	21,028
6億円	12,667	10,688	9,271	52,323	38,000	29,209
7億円	16,000	13,591	12,175	64,545	48,000	38,500
8億円	19,334	16,661	15,078	76,767	59,423	48,500
9億円	22,667	19,776	17,981	88,989	71,645	58,500
10億円	26,028	22,891	20,884	101,212	83,867	68,500

※想定遺産総額は基礎控除額を差し引く前の課税価格の合計額であり、生命保険加入前において想定される遺産額です(保険金額は含みません)。
※被相続人の遺産を相続人が法定相続分により相続したものと計算。
※相続税額および必要な保険金額は、相続税法第12条「生命保険金の非課税枠=500万円×法定相続人の数」を適用して計算。
※税額控除は配偶者税額軽減のみを適用、子どもはすべて成人であることを仮定。
※保険金額は1万円未満を切上げで表示。
※保険金額の算出の際にはお支払いいただく保険料は考慮していません。

出典:令和2年度版 保険税務のすべて 新日本保険新聞社

上記は2020年10月現在の税制にもとづいて一般的な試算をしたものであり、概算値ですので税務申告などには利用できません。個別の税務計算については関与税理士または所轄の税務署にご確認ください。また税務については、将来変更される可能性があります。

ポイント

しくみ図

保険金額の倍率例表

契約のお申込みについて

商品付帯サービス

用語のご説明

「ご参考」

契約のお申込みについて

契約のお引受けについて

告知書扱は、告知書の告知項目に該当しない場合に、告知書扱限度額の範囲内でお申込みいただけます。
 ※被保険者の健康状態や他の保険契約との通算金額などによっては、告知書扱ではお申込みいただけない場合もあります。

診査医扱は、①告知書扱で告知項目に該当する可能性がある場合、②告知書扱限度額を超える場合にお申込みいただけます。

- ・ **告知書扱**でお申込みいただく場合、健康状態などについて以下の告知が必要です。
 なお、**A B**に該当する場合は**ご契約をお引受けできません**。また、**C D**に該当する場合は告知書扱ではお申込みいただけません(診査医扱でのお申込みとなります)。

A	最近3ヵ月以内に入院したこと、または、最近3ヵ月以内に医師により入院・手術をすすめられたことがありますか。 ※検査入院、教育入院も含みます。なお、正常分娩は除きます。	いいえ
B	過去5年以内に統合失調症・認知症で医師による診察・治療・投薬を受けたことがありますか。	
C	現在、以下①～③のいずれかの障害がありますか。 ①視力について、左右いずれかの矯正後の視力が0.3以下 ②言語・そしゃく(物をかんだり飲み込む)機能の障害 ③手・足・指の欠損または機能の障害	
D	過去5年以内に 別表 の病気で医師による診察・治療・投薬を受けたことがありますか。	

別表

部位(分類)	病名
ガン・悪性しゅよう	癌、上皮内ガン、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫、骨髄異形成症候群、子宮頸部・膣部・外陰部の高度異形成、CIN3、その他の悪性しゅよう
心臓・血管	狭心症・心筋こうそく、心臓弁膜症(心臓弁の病気)、心筋症、先天性心疾患、心不全、心房細動・粗動、大動脈瘤、大動脈解離
脳・神経・精神	脳こうそく・脳内出血・くも膜下出血、脳動脈瘤、脳しゅよう、パーキンソン病、多発性硬化症、てんかん、もやもや病、筋強直性ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症、うつ病・パニック障害などの精神疾患
肺・呼吸器	COPD・慢性閉塞性肺疾患(肺気腫・慢性気管支炎)
肝臓・すい臓	慢性肝炎、肝硬変、慢性すい炎
腎臓	慢性腎炎・ネフローゼ、腎不全
その他	糖尿病、こうげん病

※告知項目などについて、詳しくは告知書をご覧ください。

- ・ **診査医扱**でお申込みいただく場合、医師の面前で告知いただいたうえで診査の実施が必要となります。また、告知項目は上記のものとは異なります。

お引受けにあたっての制限などについて

被保険者の健康状態、体格、職業・職務内容、収入や資産などの経済状況、年齢、メットライフ生命の他の保険契約との通算金額などによってはご契約をお引受けできないことがあります。
 また、お引受けできる場合であっても、保険金額がお申込み金額を下回ることや特別な条件をつけさせていただくこと、保険金額など保障の一部を制限させていただくことがあります。

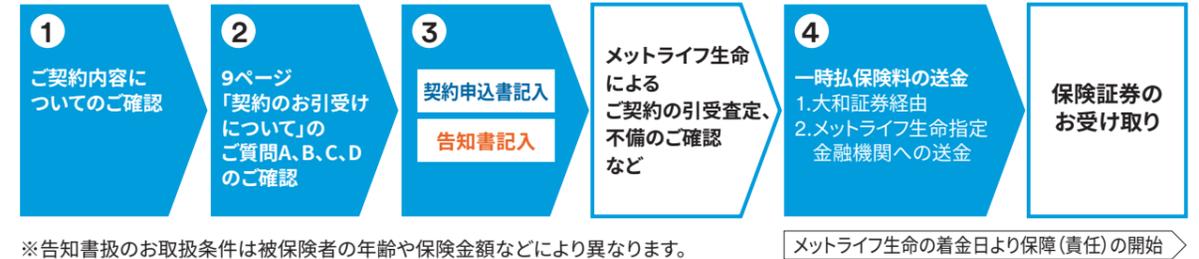
※保険料をお支払いいただいた後に、ご契約をお引受けできないことが判明した場合、メットライフ生命は保険料としてお払いいただいた通貨と同じ通貨で同額をお返しします。
 ※保険料円入金特約の利用の有無により、お返す通貨が異なります。
 ※返金時の留意事項については、**注意喚起情報 1** をご覧ください。

お申込みのお手続きについて

お申込みのお手続きについては以下のとおりです。

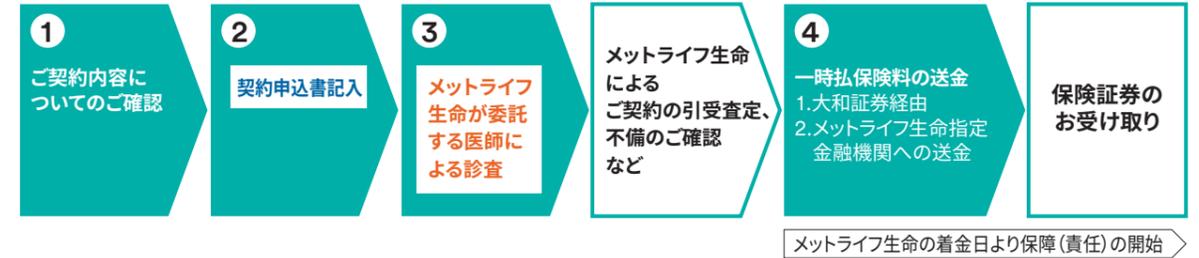
告知書扱の場合のお手続き

告知書扱とは、告知書の記入内容から引受査定を行うものです。



診査医扱の場合のお手続き

診査医扱とは、メットライフ生命が委託する診査医が被保険者の健康状態について診査を行い、その結果から引受査定を行うものです。



ご契約後にご利用いただける 商品付帯サービス

商品付帯サービスは、

ご相談内容に合わせて専門家が対応する5つの「**コンシェルジュダイアル**」^(※1)と、「**インターネット会員登録制サービス**」^(※2)で構成されています。

商品付帯サービスは、メットライフ生命の保険商品に加入されたお客さまが、契約後にご利用いただける、メットライフ生命が委託ないし提携する各サービス会社によって提供されるサービスの総称です。いずれも保険契約による保障とは異なります。

健康に関するサービス

幅広い場面に応じた4つのコンシェルジュダイアル^(※1)を設置。ご相談内容に合わせて20以上の専門デスクにご案内します。

健康生活サポートダイアル^(※1)

身体と心の不調や不安だけでなく、育児や介護のお悩みについて、ヘルスカウンセラーに相談できます。

ご利用対象者： 被保険者 被保険者のご家族

早期発見サポートダイアル^(※1)

各種検診施設の検索・予約手配が受けられ、認知症についての不安も相談できます。

ご利用対象者： 被保険者 被保険者のご家族

治療時のサポートダイアル^(※1)

セカンドオピニオンの提供から、重症化・再発予防についてのアドバイスまで受けられます。

ご利用対象者： 被保険者

治療中・治療後のケアダイアル^(※1)

入院中や通院時の家事代行からご自宅での介護まで、お客さまとご家族へのサポートサービスの紹介が受けられます。

ご利用対象者： 被保険者 被保険者のご家族

お金とくらしに関するサービス

くらしの中でお困りの法律や税金、スマートフォンの基本的操作などのご相談に応じるコンシェルジュダイアル^(※1)と、生活をさらに楽しく、充実させるインターネット会員登録制の優待・割引サービスをご用意しています。

くらしの相談ダイアル^(※1)

わかりづらい法律や税金のお悩み、スマートフォン・パソコンの基本的な使い方について、専門家に相談できます。

ご利用対象者： 契約者 被保険者 契約者・被保険者の同居のご家族

メットライフ生命 クラブオフ^(※2)

会員登録制で、国内外のホテルや旅館、レジャー施設などをお得にご利用いただけます。

ご利用対象者： 契約者 契約者のご家族

ご利用にあたっての注意事項

※1 コンシェルジュダイアル:

対象商品に自動付帯されていますので、会員登録は必要ありません。利用対象者はコンシェルジュダイアルごとに設定されています。

※2 メットライフ生命 クラブオフ:

- ・ご利用に際しては、事前に会員登録が必要となります。
- ・このサービスは、(株)リロクラブおよび(株)リロクラブが提携する各サービス会社が提供します。いずれも保険契約による保障とは異なります。
- ・会員登録およびサービスの利用に際しては、(株)リロクラブの利用規約などに同意していただく必要があります。

※サービスをご利用いただける「ご家族」とは、基本的には1親等以内のご家族となります。

※これらのサービスは2020年10月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。

※これらのサービスはメットライフ生命が委託ないし提携する各サービス会社が提供します。いずれも保険契約による保障とは異なります。

※サービスにより生じた損害・損失については、メットライフ生命では責任を負い兼ねます。

※ご利用の際には諸条件があり、ご要望に沿えない場合があります。

※サービスに利用料金が生じる場合は、ご利用者のご負担となります。

※ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をする場合があります。

※地域によってはご利用いただけないサービスがあります。

※サービスについての詳細および最新情報は、メットライフ生命のホームページでご確認ください。

メットライフ生命がおすすめるサービス

認知症相談デスク



もの忘れが心配なので、現在の認知機能の状態を知りたい

認知症相談デスクは早期発見サポートダイアルにご用意している専門デスクです。

- ・「**あたまの健康チェック**」[®]の受検により、現在の認知機能の状況を客観的に把握することができます(電話で受検)。

「あたまの健康チェック」[®]とは

約10分程度で行える認知機能テストです。認知機能の定量的評価が可能なスケールで、被検者の認知機能の状態を0-100の指数値(MPI:Memory Performance Index)で表します。認知機能低下の予防活動に役立てられます。

ご利用対象者： 被保険者 被保険者のご家族^(※)

*「あたまの健康チェック」[®]は次の方はご利用いただけません(音声による対話が困難である方、30歳未満の方、100歳以上の方、すでに認知症と診断されている方)。被検者本人がご利用いただけます。いかなる場合においても、被検者以外の方による代理受検はできません。

認知症相談デスクの注意事項

- ・ご利用の際の諸条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合がありますので、ご不明点はお問合せください。
- ・プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。ただし、生命の危険など、守秘の限界を超えるとティーバック(株)が判断した場合を除きます。
- ・ティーバック(株)提供の医療機関情報などは、変更されている場合がありますので、受診などの際は、念のため事前に最新情報を医療機関などにご確認ください。
- ・現在受けている治療に関するご相談などはお受けできません。

「あたまの健康チェック」[®]の注意事項

- ・認知機能について、定量的に評価した情報を提供し、啓発することを目的としています。認知機能に関与する病状または病気を単独で診断、治療、予防することを目的としたものではありません。
- ・ライセンスは、(株)ミレニアに帰属します。
- ・お客さまの個人情報を(株)ミレニアに連携いたしません。よって、結果レポートには個人情報の記載がありません。また、2回目以降の受検の際も、前回データの記録はありません。
- ・受検結果は、メットライフ生命に情報連携されることはありません。
- ・各社が得る情報について、メットライフ生命は情報収集いたしません。また、その情報をもって保険申込みの引受けの判断をすることもありません。
- ・システム障害などにより予告なく一時的に本テストがご利用いただけない場合がございます。
- ・お電話でのテストとなりますので、電波状況など途中で通話が切れない環境での受検をお願いいたします。
- ・適切なテスト実施のため、静かでリラックスできる状況での受検をお願いいたします。

用語のご説明

<p>基準利率について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「基準利率」とは、積立金(契約時は一時払保険料から契約時費用を差し引いた部分)に付利する利率のことをいいます(一時払保険料に付利する利率ではありません)。 積立金とは、保険金などをお支払いするために保険料の中から積み立てる部分のことです。積立金額は、契約時または更改時に適用される基準利率によって計算され、増加します。 積立金からは死亡・高度障害保障や保険契約の維持のための費用が毎月差し引かれますので、積立金が基準利率でそのまま複利運用されるものではありません。なお、基準利率は実質的な利回りとは異なります。 基準利率は、毎月1日に設定されます。契約日時点で設定されている基準利率が、契約後最初に到来する基準利率計算基準日の前日までの期間(契約時の基準利率保証期間)適用されます。 基準利率は、所定の基準利率保証期間ごとの年単位の契約応当日(基準利率計算基準日)に更改を行います。更改日時点で設定されている基準利率が適用され、基準利率保証期間中、変更されることはありません。 基準利率には最低保証があります(最低保証基準利率:USドル建・・・年2.00%、豪ドル建・・・年2.25%)。
<p>基準利率保証期間について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約時の基準利率保証期間は、標準期間(5年・10年・15年・20年・25年・30年)のうち、契約日時点でメットライフ生命が基本保険金額の最大化を目指して設定している期間となります(お客さまにて設定いただくことはできません)。 更改後の基準利率保証期間は15年となります。
<p>基本保険金額について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「基本保険金額」とは、契約時に定めた保険金額のことです。基本保険金額は、被保険者の年齢、性別、契約時の基準利率、一時払保険料などにより異なります。
<p>増加保険金額について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「増加保険金額」とは、契約時に定められた基本保険金額とは別に、更改時に適用される基準利率をもとに計算される保険金額のことをいいます。 増加保険金額は、更改時に適用される基準利率がUSドル建 年2.00%、豪ドル建 年2.25%を上回る場合に発生しますが、更改前に加算されていた増加保険金額を下回ることはありません。 基準利率が常にUSドル建 年2.00%、豪ドル建 年2.25%で推移した場合、増加保険金額は発生しません。 死亡・高度障害状態に該当されたときに、増加保険金額がある場合には、基本保険金額に加えて、その該当されたときの増加保険金額をお支払いします。 契約後は、契約者に年1回お送りする書面の中で増加保険金額についてご案内します。

ご契約成立後にお送りする書類について

ご契約後は、メットライフ生命から下記の書類・ご案内をお送りいたします。ご契約に関する重要な書類やご案内となりますので、お手元に届きましたら、内容をご確認のうえ大切に保管くださいますようお願いいたします。
※お送りする書類・ご案内は変更になる場合があります。



ポイント

しくみ図

保険金額の倍率例表

契約のお申込みについて

商品付帯サービス

用語のご説明
契約後の送付書類

ご参考

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

「ビー ウィズ ユー プラス」は、外貨 (USドル / 豪ドル) で運用する一時払の終身保険です。

正式名称：利率変動型一時払終身保険 (米ドル建 16)
利率変動型一時払終身保険 (豪ドル建 16)

1 引受保険会社の名称、住所など

- 名称：メットライフ生命保険株式会社
- 住所：東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
- 電話：0120-880-533 (お客さま相談室)
- ホームページ：www.metlife.co.jp

2 商品のしくみと特徴

- 死亡されたとき、または高度障害状態に該当されたとき、保険金をお支払いする終身保険です。
 - 一時払保険料より高い基本保険金額が、契約当初から保険期間を通じて最低保証されています。
※最低保証は保険金を外貨建でお受取りになる場合であり、円でお受取りになる場合は、受取時の為替レートによっては、受取額が一時払保険料の円換算額を下回ることがあります (元本割れ)。
 - 所定の期間ごとに見直しをする基準利率により、お支払いする保険金額の増加が期待できます。
 - お申込みにあたり、運用通貨をUSドル建 / 豪ドル建からご選択いただきます。そのため、外貨と円を交換する際には為替相場の影響を受けます。
 - 契約時に保険料を一括してお払込みいただきます。
 - 解約時および減額時に、運用対象となっている資産 (債券など) の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行います。
 - しくみ図については [5・6ページ](#) をご覧ください。
- ※一時払保険料・運用通貨などは、お申込みいただく際に申込書にてご確認ください。
- ※年齢や一時払保険料、積立金額、被保険者の健康状態などによっては、お取扱いできないことや一部お取扱いを制限させていただくことがあります。

基準利率について

- 「基準利率」とは、積立金（契約時は一時払保険料から契約時費用を差し引いた部分）に付利する利率のことをいいます（一時払保険料に付利する利率ではありません）。
- 積立金とは、保険金などをお支払いするために保険料の中から積み立てる部分のことです。積立金額は、契約時または更改時に適用される基準利率によって計算され、増加します。
- 積立金からは死亡・高度障害保障や保険契約の維持のための費用が毎月差し引かれますので、積立金が基準利率でそのまま複利運用されるものではありません。なお、基準利率は実質的な利回りとは異なります。実質的な利回りについては、次ページ「ご参考」をご覧ください。
- 基準利率は、毎月1日に設定されます。契約日時点で設定されている基準利率が、契約後最初に到来する基準利率計算基準日の前日までの期間（契約時の基準利率保証期間）適用されます。
- 契約時の基準利率保証期間は、標準期間（5年・10年・15年・20年・25年・30年）のうち、契約日時点でメットライフ生命が基本保険金額の最大化を目指して設定している期間となります（お客さまにて設定いただくことはできません）。
- 更改後の基準利率保証期間は15年となります。
- 基準利率は、所定の基準利率保証期間ごとの年単位の契約応当日（基準利率計算基準日）に更改を行います。更改日時点で設定されている基準利率が適用され、基準利率保証期間中、変更されることはありません。
- 基準利率には最低保証があります（最低保証基準利率：USドル建・・・年2.00%、豪ドル建・・・年2.25%）。
- 基準利率は、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内（*1）でメットライフ生命が定めた利率から資産運用のための費用（運営管理費率）を差し引いた利率です。

*1 市場環境などにより、「実際に運用対象となる資産（債券など）の利回り」は「指標金利の利回り」から乖離することがあります。1.0%を増減させた範囲内で調整するのはこの乖離などに対応するため、その増減は過去の資産運用状況や将来の資産運用見込みなどを考慮して定めます。

通貨	指標金利
USドル 豪ドル	所定の債券インデックスをもとに設定

※詳しくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご覧ください。

- 基準利率については、下記にてご確認ください。

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター	0120-056-076
メットライフ生命ホームページ	www.metlife.co.jp/financial (*2)

*2 表紙に記載の商品名のページをご覧ください。

- 契約後は、契約者に年1回お送りする書面の中でも基準利率についてご案内します。
- 基本保険金額は、被保険者の年齢、性別、契約時の基準利率、一時払保険料などにより決定します。
- 更改時（基準利率計算基準日）の基準利率が最低保証基準利率を上回った場合、増加保険金額が加算されます。

ご参考

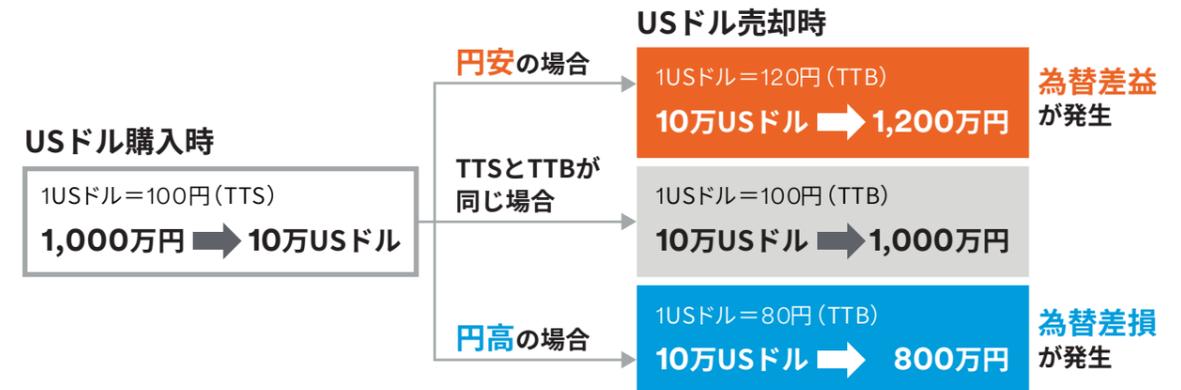
- この商品の実質的な利回りは、以下をさします。
一時払保険料（外貨建）に対する、「初回の基準利率計算基準日における積立金額（外貨建）」の利回り（年複利）
※実質的な利回りは、基準利率より小さい率となります。

3 この商品のリスクについて

為替リスクについて

- 為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクの例（USドルの場合）



※為替相場に変動がない場合（購入時と売却時のTTMが同じ場合）でも、為替レート（TTS・TTB）に含まれる為替手数料により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

円高	円の価値が外貨に対して、それまでよりも高くなることをいいます。
円安	円の価値が外貨に対して、それまでよりも安くなることをいいます。
対顧客電信売相場 (TTS)	外貨交換レート。 お客さまが金融機関などから外貨を買うときの一般的な為替レートのことです。
対顧客電信買相場 (TTB)	円交換レート。 お客さまが金融機関などに外貨を売るときの一般的な為替レートのことです。
対顧客電信売買相場仲値 (TTM)	TTSやTTBを決める際に基準となるレートのことで、一般的にはTTSとTTBの中間の値となっています。

※TTMに対して、TTS / TTB間には所定の差が生じます。

解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産（債券など）の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

※詳しくは **契約概要 10** をご覧ください。

4 諸費用について

- この保険にかかる費用は、「保険関係費用」「外貨のお取扱い時にご負担いただく費用」の合計額となります。
- 年金支払特約を付加した場合は、主契約の費用とは別に「年金を管理するための費用」がかかります。

※詳しくは **注意喚起情報** 冒頭赤枠部分をご覧ください。

5 ご契約について

契約時のお取扱いについて

保険期間	終身	
基準利率保証期間	契約時：標準期間（5年・10年・15年・20年・25年・30年）のうち、 メットライフ生命が定める期間 ※運用通貨（USドル／豪ドル）ごとに設定します。 更改時：15年（15年ごとに基準利率が更改されます）	
保険料払込方法／経路	一時払／大和証券経由またはメットライフ生命指定金融機関口座への送金	
保障（責任）の開始	一時払保険料の領収または告知のいずれか遅いとき（責任開始時）から保障を開始します。	
契約日	責任開始時の属する日（責任開始の日）と同日とします。	
契約者の年齢範囲	0歳～満100歳（申込日における満年齢）	
被保険者の契約年齢範囲	0歳～満85歳（契約日における満年齢）	
被保険者	原則として、契約者本人、契約者の配偶者または契約者の2親等以内の血族の方からご指定ください。 ※ただし、お申込みの形態によっては、お引受けできないことやお申込み金額を制限させていただくことがあります。 （例）被保険者に配偶者、子または親のいずれかがいるにもかかわらず、被保険者の兄弟が契約者となっている場合	
死亡保険金受取人	原則として、被保険者の配偶者、被保険者の子の配偶者および被保険者の3親等以内の親族の方からご指定ください。なお、死亡保険金受取人は複数人をご指定いただけます。	
運用通貨	USドル建	豪ドル建
	3万USドル	3万豪ドル
基本保険金額	最低金額	※保険料円入金特約（円びったり入金）を付加する場合、上記に加えて保険料円払込額の最低額（300万円）を満たす必要があります。
	最高金額	1契約あたりの基本保険金額 5億円相当額 複数契約で一度にお引受けする場合の基本保険金額 10億円相当額 メットライフ生命における過去2年以内の普通死亡保障のある有効契約の保険金額と通算して10億円相当額、すべての普通死亡保障のある有効契約の保険金額と通算して12億円相当額までとなります。 ※お申込みいただける保険金額は、年齢や診査区分などによる上限がありますので、上記の基準を満たしている場合でも、ご希望の金額ではお申込みいただけない場合があります。 ※メットライフ生命所定の為替レートを用いて円換算します。
一時払保険料	基本保険金額が3万USドル／3万豪ドル以上となる100USドル／100豪ドル単位の保険料	

※金融情勢などの影響により、通貨によってはお取扱いを見合わせている場合があります。お申込みの際は最新の基準利率をご確認ください。

※現在入院中の方のご契約は、お引受けできません。

契約後のお取扱いについて

保険契約者貸付	お取扱いできません。
増額	お取扱いできません。
減額	減額後の基本保険金額を1,000USドル／1,000豪ドル単位でご指定いただきます。 ※減額後の基本保険金額は3万USドル／3万豪ドル以上とする必要があります。 ※基準利率計算基準日以外で減額する場合は、市場価格調整が行われます。
解約	契約概要 10 をご覧ください。 ※基準利率計算基準日以外で解約する場合は、市場価格調整が行われます。

6 保障内容について

- 各保険金は、責任開始時以後の保険期間中に以下の支払事由に該当されたときにお支払いします。

保険金の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額(USドル/豪ドル)	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	支払事由発生日における次のいずれか大きい金額 ①基本保険金額および増加保険金額の合計額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が所定の高度障害状態に該当されたとき	②解約返戻金額	

※高度障害保険金が支払われた場合には、高度障害状態に該当されたときから、この保険契約は消滅したものとします。

※所定の高度障害状態につきましては、**ご契約のしおり・約款** の「別表」をご覧ください。

7 保険金などをお支払いできない場合について

- 支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合には、保険金などをお支払いできません。

支払事由に該当しない場合の例	<ul style="list-style-type: none"> 責任開始時前の傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたときには高度障害保険金をお支払いできません。
免責事由に該当する場合の例	<ul style="list-style-type: none"> 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡の場合。 契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡の場合。

※その他にも保険金などをお支払いできない場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「保険金・給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

8 付加できる主な特約について

リビング・ニーズ特約(*1)	<p>被保険者が余命6ヵ月以内と判断された場合に、基本保険金額の一部をリビング・ニーズ保険金として被保険者にお支払いします(基本保険金額は減額されます)。</p> <ul style="list-style-type: none"> リビング・ニーズ保険金のお支払いは1回のみです。 リビング・ニーズ保険金は、3,000万円または基本保険金額の1/2(*2)のいずれか小さい額を限度として、被保険者よりご請求いただけます。その際、ご指定いただく金額を特約基準保険金額といいます。 <p>*2 メットライフ生命所定の換算レートで円換算します。 ※お支払時に6ヵ月間の特約基準保険金額に対応する利息を差し引きます。 ※死亡保険金額が基本保険金額を上回っている(増加保険金額がある)場合、その差額から基本保険金額が減額された割合分を合わせてお支払いします。</p>		
給付金代理請求特約	被保険者の同意を得て付加することにより、被保険者が受取人となるリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情がある場合に、配偶者などの代理請求人が代わって請求することができます。		
年金支払特約	死亡保険金または高度障害保険金を原資(年金基金)として年金を受け取ることができます。 ※実際の年金額は、契約時点で定まるものではなく、年金受取開始時点の基礎率(適用利率、予定死亡率、年金を管理するための費用(年金額の1.00%、2021年4月現在))などにもとづいて計算された金額となります(ただし、確定年金の場合は予定死亡率を除きます)。今後の経済情勢、平均寿命の変化などにより基礎率などが変更された場合、契約時に例示した年金額を大きく下回る可能性があります。		
保険料円入金特約	外貨建の一時払保険料を円で払い込むことができます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>円ぴったり入金</td> <td>保険料円払込額を10万円単位の端数のない金額で指定し、外貨建の一時払保険料に充当できます。</td> </tr> </table>	円ぴったり入金	保険料円払込額を10万円単位の端数のない金額で指定し、外貨建の一時払保険料に充当できます。
円ぴったり入金	保険料円払込額を10万円単位の端数のない金額で指定し、外貨建の一時払保険料に充当できます。		
円支払特約	外貨建の死亡・高度障害保険金、解約返戻金・年金などを円で受け取ることができます。		

*1 法人契約で死亡保険金受取人が法人の場合は付加できません。

※詳しくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

健康上の理由などで通常のプランではご契約いただけない場合について

- 特定の特約を付加することでご契約いただける場合があります。

特定障害不担保特約	契約時に、特定障害を不担保とする特約を付加することでお引受けすることがあります。
特別条件特約	契約時に、割増保険料をお支払いいただく特約を付加することでお引受けすることがあります。

※被保険者の年齢、性別、基準利率により、基本保険金額が一時払保険料(割増保険料を含む)と同額または低くなる場合があります。その場合にはお取扱いができません。

9 配当金について

- この保険に配当金はありません。

10 解約返戻金について

- ご契約を解約・減額される時期や市場環境などの変化に応じて解約返戻金額は変動します。解約返戻金額は、解約日・減額日の積立金額に市場価格調整率を反映させた金額となります。※減額とは一部解約のことをいいます。

$$\text{解約返戻金額} = \frac{\text{解約日・減額日の積立金額}}{\text{積立金額}} \times \left(1 - \frac{\text{市場価格調整率}(\star)}{\text{積立金額}} \right)$$

$$\star \text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている基準利率}(\star 1)}{1 + \text{解約日・減額日に計算される基準利率}(\star 2) + 0.45\%} \right)^{\frac{\text{月数}(\star 3)}{12}}$$

*1 適用されている基準利率	ご契約中の保険契約に適用されている基準利率(お客さまに適用されている基準利率)
*2 解約日・減額日に計算される基準利率	解約日・減額日を契約日または基準利率計算基準日とみなした場合に計算される基準利率(解約日・減額日においてこの保険に適用される基準利率)
*3 月数	①残存月数が120ヵ月以下の場合:残存月数 ②残存月数が121ヵ月以上の場合:残存月数÷2+60ヵ月
	残存月数とは 解約日・減額日から次の基準利率計算基準日の前日までの残りの月数(月数未満切上)

- 市場価格調整率の計算式における0.45%について**
- 「0.45%」は以下を考慮してメットライフ生命が定めた調整率となります。
 - ①基準利率の決定日から解約日までの期間の金利変動(金利上昇)
 - ②運用資産の売買価格差
 - 契約日と解約日の基準利率が同じ場合、この調整率は解約返戻金を減少させます。

- 解約日・減額日が基準利率計算基準日の場合、市場価格調整は行いません。
- ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金額は、多くの場合、一時払保険料より少ない金額となり、損失が生じるおそれがあります。

市場価格調整とは

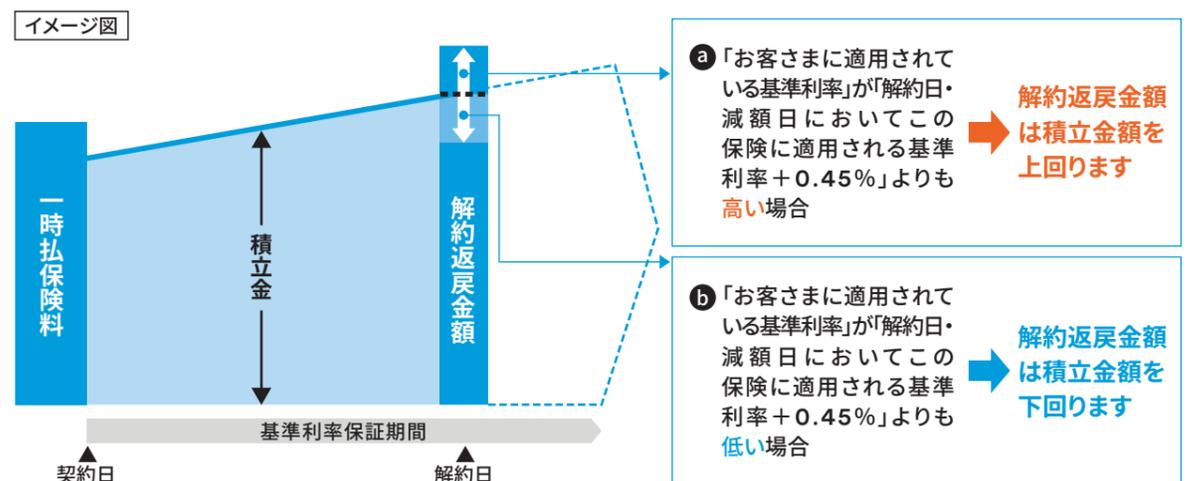
- 市場価格調整とは、解約返戻金の計算の際に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金に反映させるものです。
 - 市場価格調整率は経過期間や市場環境などによって変動し、上限と下限はありません。
- ※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

市場価格調整の適用

基準利率計算基準日	非適用
基準利率計算基準日以外	適用

解約日における解約返戻金額の変動イメージ

- 市場価格調整により、「お客さまに適用されている基準利率」が、「解約日・減額日においてこの保険に適用される基準利率+0.45%」より高いときは解約返戻金額が積立金額を上回り(イメージ図a)、低いときは下回り(イメージ図b)ます。
- 「お客さまに適用されている基準利率」が「最低保証基準利率+0.45%」(USD建 年2.45%/豪ドル建 年2.70%)以下の場合、解約返戻金額が積立金額を上回ることはありません。



※市場価格調整による解約返戻金額の変動についてわかりやすくご説明するため、解約日を基準利率保証期間内としています。

解約返戻金額の計算例

- 以下はUSドル建の場合の計算例です。豪ドル建についても同じ計算方法となります。

契約時

- ・ 基準利率保証期間：30年(360ヵ月)
- ・ 基準利率：年**3.00%** の場合

例1 解約日・減額日においてこの保険に適用される基準利率が年**2.00%**(最低保証基準利率)の場合

- ・ 残存月数：288ヵ月(24年)(経過年数6年)
- ・ 解約時の積立金額：100,000 USドル の場合

解約返戻金額 = 100,000 USドル × {1 - (-9.53%)} = **109,530** USドル

上記例では、解約返戻金額は積立金額よりも多くなります。

例2 解約日・減額日においてこの保険に適用される基準利率が年**5.00%**の場合

- ・ 残存月数：288ヵ月(24年)(経過年数6年)
- ・ 解約時の積立金額：100,000 USドル の場合

解約返戻金額 = 100,000 USドル × (1 - 32.94%) = **67,060** USドル

上記例では、解約返戻金額は積立金額よりも少なくなります。

例3 解約日・減額日においてこの保険に適用される基準利率が年**3.00%**(契約時と同利率)の場合

- ・ 残存月数：288ヵ月(24年)(経過年数6年)
- ・ 解約時の積立金額：100,000 USドル の場合

解約返戻金額 = 100,000 USドル × (1 - 7.14%) = **92,860** USドル

上記例では、解約返戻金額は積立金額よりも少なくなります。

※上記計算例はしくみをわかりやすく説明するためのものであり、実際の数値とは異なる場合があります。

また、受取時の課税などは考慮していません。

※最低保証基準利率を上回る基準利率(年3.00%、年5.00%)で計算された仮定の数値は、商品のしくみなどをご理解いただくための例示であり、将来の受取額などを保証するものではありません。

※解約返戻金の個別具体的な金額につきましては、「設計書」にてご確認ください。

※税金のお取扱いにつきましては **注意喚起情報 15** をご覧ください。

解約・減額は、解約返戻金の円換算額も考慮したうえでご検討ください(円に交換する場合は為替リスクがありますので、ご注意ください)。

※解約返戻金を円に交換した場合、一時払保険料の契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※「円支払特約」を付加した場合は、メットライフ生命所定の円換算レートが適用されます。

MEMO

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

ご負担いただく費用について

- 当保険にかかる費用は、以下の費用の合計額となります。

契約時・保険期間中にご負担いただく費用

項目	ご負担いただく時期	
保険関係費用 (*)	保険契約の締結にかかる費用(契約時費用)	契約時に、一時払保険料から差し引きます。
	死亡・高度障害保障や保険契約の維持のための費用	保険期間中、積立金から毎月差し引きます。
	資産運用のための費用(運営管理費率)	基準利率を決定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内でメットライフ生命が定めた利率から差し引きます。

*「保険関係費用」は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過期間などによって異なるため、一律には記載できません。

※メットライフ生命が定めた利率から運営管理費率を差し引いたものが基準利率となります。

外貨のお取扱い時にご負担いただく費用

(金融機関で通貨交換をされる場合)

- 外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

(金融機関で外貨のお払込み・お受取りをされる場合)

- 保険料を外貨で払い込む際や保険金などを外貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

(通貨交換に関する特約などを利用される場合)

- 「保険料円入金特約」「円支払特約」のレートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。各レートは、メットライフ生命指定の金融機関が公示する外貨交換レートと円交換レートの中間の値(TTM)を基準として計算されたレートです。

保険料円入金特約のレート	TTM+50 銭
円支払特約のレート	TTM-50 銭

※1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※上記のレートは2021年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払特約を付加した場合には、次の費用を差し引きます。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金を管理するための費用	年金額の1.00%	毎年の年金支払時に差し引きます。

※費用の割合は2021年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

外貨を円に交換する場合の影響(為替リスク)について

- 為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

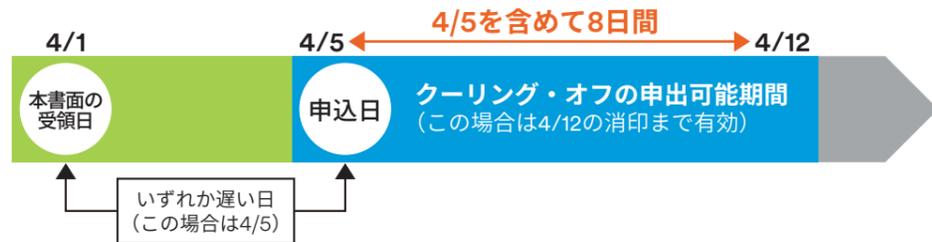
※詳しくは [契約概要 10](#) をご覧ください。

1 8日以内であれば、クーリング・オフ（お申込みの撤回など）ができます

制度の内容と返金時の留意事項

- 申込者または契約者（以下「申込者など」といいます）は、「クーリング・オフ（お申込みの撤回など）制度を記載した書面（契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）、本書面をさします）の受領日」と「申込日」の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回などを行うことができます。

クーリング・オフする場合の例



- お申込みの撤回などをされた場合、メットライフ生命は**保険料としてお払込みいただいた通貨と同じ通貨で同額をお返しします。**

※保険料円入金特約の利用の有無により、お返しする通貨が異なります。

		保険料払込時の通貨	返金時の通貨
保険料円入金特約	利用する場合	円(*1)	円(*3)
	利用しない場合	外貨(*2)	外貨(払込時と同通貨)(*4)

- *1 保険料円入金特約のレートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。
- *2 募集代理店などで円または他の外貨から交換してお払込みいただく場合、為替手数料が必要になります。また、払い込む際には送金手数料をご負担いただく場合があります（詳しくは取扱金融機関にご確認ください）。
- *3 円でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。
- *4 外貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でお返しするため、当初の資金が円の場合（募集代理店などで当該外貨に交換した場合）、以下により、返金された外貨を円換算した際に、**元本割れすることがあります。**
 - ①円から外貨に交換する際にご負担いただく取扱金融機関所定の為替手数料
 - ②外貨から円に交換する際にご負担いただく取扱金融機関所定の為替手数料
 - ③払込時や返金時にご負担いただく取扱金融機関所定の送金手数料・引出手数料
 - ④為替相場の変動による差損

お申出方法

- お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。下記の事項を記載した書面をメットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター宛にご郵送ください。

記載事項	記載例
①お申込みの撤回などをする旨	20XX年X月X日に申し込んだ保険契約の申込みを取りやめます。
②契約者の氏名自署・押印	契約者：生保太郎 印
③被保険者の氏名（フリガナ）・生年月日	被保険者：生保花子 生年月日：19XX年X月X日
④契約者の住所・電話番号（日中連絡先）	契約者住所：〒102-XXXX 東京都千代田区紀尾井町 X-X 日中連絡先：03-6658-XXXX
⑤ご契約を特定する事項	申込書番号：XXX0000001 保険種類：〇〇保険
⑥取扱代理店名	取扱代理店：〇〇銀行〇〇支店
⑦返金先金融機関口座	返金先口座：〇〇銀行〇〇支店 普通XXXXXXXX 口座名義人：セイホ タロウ

以上

※外貨にて保険料をご入金いただいた場合は、外貨口座をご指定ください。

送り先 〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー
メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター 行

※お申込みの撤回などの手続きについて、詳しくは [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

適用除外

- 次の場合にはお申込みの撤回などを行うことができません。
 - ①ご契約のお申込みのために、医師の診査を受けられた場合
 - ②債務履行の担保のための保険契約である場合
 - ③契約者が法人である保険契約の場合

2 正しく告知されない場合、ご契約が解除されることがあります

告知の重要性

- 告知はご契約をお引受けするかどうかを決定する重要なものであり、**契約者や被保険者には健康状態などについて正しい告知をしていただく義務(告知義務)があります。**

告知方法と告知受領権

- 告知は、告知書で行っていただきます。医師による診査がある場合は医師が記録しますので、医師の質問に対しては正確にもれなくお伝えください。医師による診査がない場合は、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業など、メットライフ生命がおたずねすることについて、被保険者ご自身で、ありのままを正しく告知してください。
- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人には告知受領権がなく、**生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**

正しく告知されない場合(告知義務違反)のデメリット

- 告知していただいた内容が事実と違った場合、責任開始の日から2年以内であれば、メットライフ生命は告知義務違反としてご契約を解除し、保険金などをお支払いできないことがあります。**たとえご請求が責任開始の日から2年経過後であっても、2年以内に保険金などの支払事由が発生していれば、同様にご契約を解除することがあります。この場合、お支払いする解約返戻金などがあれば契約者にお支払いします。
- 現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として保険金などをお支払いできないことがあります。**責任開始の日から2年経過後であっても詐欺による取消しとなる場合があります。取消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。
- 現在ご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした「新たな保険契約」に対しても、一般の契約と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴などがある場合は、「新たな保険契約」のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記の通り、ご契約の解除・取消しとなることもありますのでご注意ください。

申込内容や告知内容についての確認

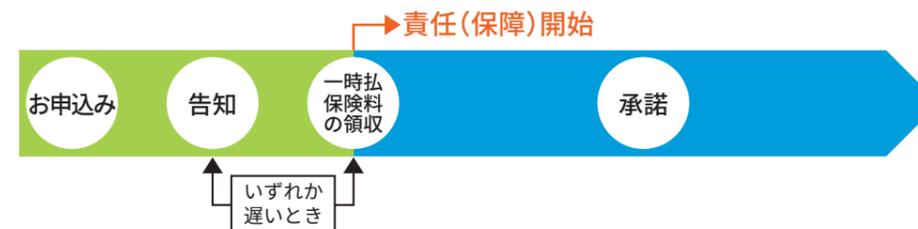
- ご契約のお申込みの際、ご契約の成立後、または保険金などのご請求時にメットライフ生命の担当者またはメットライフ生命の委託を受けたものがお申込内容や告知内容について確認させていただきます。

過去に傷病歴などがある方へ

- 過去に病気やケガをされたことがある方なども、保険料の割増や保障の一部を制限するなどの条件を付けてご契約をお引受けできる場合があります。また、メットライフ生命では保険料は割高ですが通常の保険よりも引受範囲を拡大した保険商品を取り扱っております。

3 保険料の領収または告知のいずれか遅いときから、保障が開始されます

- お申込みいただいたご契約をメットライフ生命が承諾した場合には、一時払保険料の領収または告知のいずれか遅いときから保険契約上の責任を負います(責任開始)。



- 生命保険募集人は、お客さまとメットライフ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はメットライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金などをお支払いできない場合があります

次のような場合には、**保険金などをお支払いできないことがあります。**

- 責任開始時に生じた傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたときなど、支払事由に該当しない場合
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または受取人が暴力団関係者やその他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険契約について詐欺行為がありご契約が取消しとなった場合
- 保険金などの不法取得目的を理由にご契約が無効になった場合
- 免責事由に該当した場合(例: 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡、契約者または受取人の故意による死亡など)

上記に該当する場合でも、保険金などをお支払いできること(*)や、解約返戻金などをお支払いできる場合がありますのでお問合せください。

*責任開始前に発病した疾病について、メットライフ生命がその疾病を告知により知っていた場合や、病院への受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかった場合など

5 支払事由が生じた場合やその可能性があると思われる場合にはご連絡ください

お支払いに関する手続きなど

- お客さまからのご請求に応じて保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合などについても、すみやかにメットライフ生命までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」やホームページなどにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- メットライフ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

ご連絡先 メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター
0120-056-076 (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)

保険金などの代理請求について

- 給付金代理請求特約を付加されますと被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者がご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わって配偶者など所定の範囲内の親族(代理請求人)が保険金などを請求できます。給付金代理請求特約を付加された場合は代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

※詳しくは [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

6 解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性があります

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

- ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金額は、多くの場合、一時払保険料より少ない金額となり、損失が生じるおそれがあります。

※詳しくは [契約概要 10](#) をご覧ください。

7 この保険には為替リスクがあり、そのリスクは自己責任となります

- 為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります(為替リスク)。
- 上記のリスクはメットライフ生命が負うものではなく、契約者または受取人に帰属します(自己責任原則)。

8 外貨建の保険料を払い込むときの留意事項についてご確認ください

外貨で入金される場合

- 一時払保険料は外貨建です。円にて一時払保険料をご用意される方は金融機関などで外貨をお求めください。この場合、交換時の為替相場により円換算額が変動します。
- 「外貨入金特約」を付加した場合、外貨建の一時払保険料を他の外貨で入金することができますが、裏表紙に記載の募集代理店では取扱いしておりません。この特約の為替レート(クロスレート)は、メットライフ生命指定の金融機関の「払込通貨の対顧客電信買相場(TTB) ÷ 運用通貨の対顧客電信売相場(TTS)」を下回ることはありませんが、一時払保険料がメットライフ生命の指定口座に着金する受領日(着金日)ごとに異なります。

円で入金される場合

- 「保険料円入金特約」を付加した場合、外貨建の一時払保険料を円で入金することができます。この特約の為替レートは、メットライフ生命指定の金融機関が各営業日の最初に公示する対顧客電信売相場(TTS)を上回ることはありませんが、一時払保険料がメットライフ生命の指定口座に着金する受領日(着金日)ごとに異なります。なお、保険料円入金特約での換算レートと、裏表紙に記載の募集代理店にて取り扱う換算レートとは、異なる場合があります。
- 保険料円換算額に不足分が生じた場合には、契約者から追加でお振込みいただくこととなりますので、当日中にメットライフ生命に着金するよう金融機関にてご確認のうえ、お振込みください。

9 外貨建の保険金などを受け取る際の留意事項についてご確認ください

- 円支払特約を付加されると、保険金などを円に換算した金額でお支払いいたします。円支払特約を付加する場合、下表の換算基準日におけるメットライフ生命所定の外貨の為替レートが適用されます。この為替レートは、メットライフ生命指定の金融機関が各営業日の最初に公示する対顧客電信買相場 (TTB) を下回ることはありません。

支払項目	円支払特約適用為替レートの基準日
死亡保険金・高度障害保険金	支払日
解約返戻金 (減額の場合を含みます)	メットライフ生命における書類受付日または指定日 (基準利率計算基準日のみ指定可)
年金 (年金支払特約を付加した場合)	1回目の年金を支払う日の前日

10 生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。
- メットライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額などが削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構による保険契約者保護の措置において、生命保険会社の経営破綻時における過去5年の予定利率が常に金融庁長官および財務大臣が定める基準利率を超えている契約は、そうでない契約より生命保険契約者保護機構による補償率が低くなる可能性があります。
- 詳しくは生命保険契約者保護機構までお問合せください。

ご連絡先 生命保険契約者保護機構
03-3286-2820 (月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 年末年始および祝日を除く)
www.seihohogo.jp

11 この商品は預金ではありません

- 当保険はメットライフ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません (生命保険契約者保護機構の対象となります)。

12 お申込みにあたっては借入れをなさらないでください

- 当保険は解約返戻金などを円に換算した場合に一時払保険料を下回ることもあり、金融機関などからの借入れにより一時払保険料に充当した場合には借入元利金などの返済が困難になる可能性がありますので、借入れを前提として申し込んだ場合はご契約のお引受けはできません。

13 現在の保険契約を解約して新たなお申込みをする場合、不利益が生じることがあります

現在ご契約中のメットライフ生命または他社の保険契約を解約、減額されることを前提に、新たなお申込みを検討されている場合は、以下の点にご注意ください。

- 多くの場合、解約返戻金額は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 現在ご契約中の保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たなお申込みの保険契約についても告知が必要となります。告知内容によっては、被保険者の健康状態などにより新たなお契約をお引受けできなかつたり、告知義務違反などによりご契約が解除・取消しとなる場合があります。

14 相談窓口についてご確認ください

メットライフ生命へのお問合せ

- 金融機関でお取扱いする生命保険のご契約内容のご変更、保険金などのご請求など、各種お手続きやご契約内容に関するお問合せにつきましては、メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターまでご連絡ください。

ご連絡先 **メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター**
0120-056-076 (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)

※郵送での各種お手続きの場合、請求書の受付はメットライフ生命の営業日(月～金、年末年始および祝日を除く)に行います。なお、受付日は、請求書がメットライフ生命に到着した日と異なる場合がありますので、メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターまでお問合せください。

- メットライフ生命の生命保険業務についての質問、相談ならびに苦情につきましては、メットライフ生命 お客様相談室までご連絡ください。

ご連絡先 **メットライフ生命 お客様相談室**
0120-880-533 (月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)

指定紛争解決機関について

- メットライフ生命が契約している保険業法上の指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険協会ホームページ www.seiho.or.jp

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

15 税金のお取扱いについてご確認ください

下記内容は、2020年10月現在の税制にもとづきメットライフ生命がまとめたものです。最新の情報についてはご自身でご確認ください。税制・解釈の変更などにより、下記取扱いが適用されない場合があります。また、個別具体的な税務の取扱いについては、関与税理士または所轄の税務署にご相談ください。

※税金のお取扱いについては **ご契約のしおり・約款** にも記載していますのでご参照ください。

※下記は契約者が個人の場合の取扱いとなります(契約者が法人の場合は取扱いが異なります)。

一時払保険料の払込時	お支払いいただいた一時払保険料は「一般生命保険料控除」の対象となります。 ※一時払保険料を支払った当該年のみ控除が適用されます。			
解約返戻金の受取時	解約返戻金と一時払保険料の差額が一時所得として所得税・住民税が課税されます。 所得税(一時所得) + 住民税			
死亡保険金の受取時	契約形態によって税金の種類が異なります。			
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
	本人	本人	配偶者または子	相続税
	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税
	本人	配偶者	子	贈与税

外貨建保険の税法上のお取扱いについて

- 税法上の取扱いについては円建の生命保険と同じとなります。次の基準により外貨建の一時払保険料・解約返戻金・死亡保険金を円に換算したうえで、円建生命保険契約と同様に取り扱います。

科目	円換算日	換算時為替レート
一時払保険料	保険料領収日	
解約返戻金	解約効力発生日	円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値(TTM)
死亡保険金	所得税の対象となるもの	支払事由発生日
	相続税・贈与税の対象となるもの	

※保険料円入金特約を付加した場合、一時払保険料は実際に円でお払込みいただいた金額を基準とします。

※円支払特約を付加した場合、保険金などについては実際に円でお支払いした金額を基準とします。

